

2 最近の再販売価格の拘束事件

件名 措置年月日	内容
<p>令和元年（措）第3号 アップリカ・チルドレン ズプロダクツ合同会社に 対する件 令和元年7月1日</p>	<p>遅くとも平成28年5月頃以降，次の行為を行うことにより，小売業者にアップリカの育児用品を同社が定める「提案売価」等と称する価格（以下「提案売価」という。）で販売するようにさせていた。</p> <p>① 提案売価を下回る販売価格（以下「逸脱売価」という。）で販売している又は販売しようとしている小売業者を把握するため，次の行為を行っていた。</p> <p>ア 小売業者の販売価格を自ら定期的に調査していた。</p> <p>イ 小売業者のチラシの配布に先立ち，当該チラシに掲載される販売価格を自ら確認し又は取引先卸売業者をして確認させていた。</p> <p>ウ 取引先卸売業者及び小売業者から，逸脱売価で販売している小売業者に関する苦情を受け付けていた。</p> <p>② 前記①の行為により，逸脱売価で販売している又は販売しようとしていることが判明した小売業者に，提案売価で販売するよう，自ら要請を行い又は取引先卸売業者をして要請を行わせていた。</p> <p>③ 前記②の要請にもかかわらず，逸脱売価で販売し続ける小売業者に対しては，出荷を停止し，又は取引先卸売業者をして当該小売業者に対する出荷を停止させるなどしていた。</p>
<p>平成28年（措）第7号 コールマンジャパン(株)に 対する件 平成28年6月15日</p>	<p>キャンプ用品の実店舗における販売又はインターネットを利用した販売に関し，自ら又は取引先卸売業者を通じて，小売業者から，次の販売ルールに従って販売する旨の同意を得て，当該小売業者に当該販売ルールに従って販売するようにさせていた。</p> <p>① キャンプ用品ごとに定める下限の価格以上の価格で販売すること。</p> <p>② 割引販売は，他社の商品を含めた全ての商品を対象として実施する場合又は実店舗における在庫処分を目的として，コールマンジャパンが指定する日以降，チラシ広告を行わずに，一部の商品を除いて実施する場合に限り行うこと。</p>

3 参照条文

○ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）（抄）

【定義】

第二条（略）

②～⑧（略）

⑨ この法律において「不公正な取引方法」とは、次の各号のいずれかに該当する行為をいう。

一～三（略）

四 自己の供給する商品を購入する相手方に、正当な理由がないのに、次のいずれかに掲げる拘束の条件を付けて、当該商品を提供すること。

イ 相手方に対しその販売する当該商品の販売価格を定めてこれを維持させることその他相手方の当該商品の販売価格の自由な決定を拘束すること。

ロ 相手方の販売する当該商品を購入する事業者の当該商品の販売価格を定めて相手方をして当該事業者これを維持させることその他相手方をして当該事業者の当該商品の販売価格の自由な決定を拘束させること。

五・六（略）

【排除措置】

第七条（略）

② 公正取引委員会は、第三条〔私的独占又は不当な取引制限の禁止〕又は前条の規定に違反する行為が既になくなっている場合においても、特に必要があると認めるときは、第八章第二節〔手続〕に規定する手続に従い、次に掲げる者に対し、当該行為が既になくなっている旨の周知措置その他当該行為が排除されたことを確保するために必要な措置を命ずることができる。ただし、当該行為がなくなつた日から五年を経過したときは、この限りでない。

一 当該行為をした事業者

二～四（略）

【不公正な取引方法の禁止】

第十九条 事業者は、不公正な取引方法を用いてはならない。

【排除措置】

第二十条（略）

② 第七条第二項の規定は、前条の規定に違反する行為に準用する。